

九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.226
2013(平成25)年10月20日(日)発行



事故の原発に世界一近い「九条の会」へ どなたでも、いつでもご入会、大歓迎です！



○「はらまち九条の会」は戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざす、自由な市民の会です。支持政党、主義主張は問いません。もしも第9条が改悪され、自衛隊が国防軍になったり、徴兵制施行などとんでもないことです。外交の時代で戦争の準備より“天災”に備える時です。○「九条の会」は全国に約7,500グループ、福島県内に100以上あり、独自に勝手に活動しています。○「はらまち九条の会」は05年12月に発足し、年会費千円。会員は436名で微増しています。入会、大歓迎！匿名でもけっこうです。○活動の様子は、**はらまち九条の会**検索「会報」でご覧ください。

「無関心」、「無知」、「想像力のなさ」が政治の暴走を許しています
学習しなければ、為政者や権力者の思うつぼです！

« **自民党改憲草案** を事務局員で話し合ってみました・その①»



○2012年4月、自民党は「日本国憲法改正草案」を発表しました。○一見すればもっともらしい口当たりのよい条文ですが、実は国の形を根本的に変えてしまう改憲案で、前近代的、民主主義や平和主義の否定、歴史から何も学んでいない時代錯誤の改憲案に、国民から激しい反対も起こっています。

①「立憲主義」を放棄した草案です

中・高校生でも知っている世界の常識、憲法の基礎的、基本的なあり方で、与党政治家が不勉強で無知で全く分かっていないのが「立憲主義」です。「立憲主義」とは、「法律が国民の権利を制限したり、義務を課するもので、憲法は国民が国に命令し国家を縛るためのもの」ということ。

「立憲主義」について、自民党の憲法起草委員会事務局長磯崎陽輔氏が「学生時代の講義でも聴いたことがない。昔からある学説なのでしょうか」という有様で、まさに憲法の根本を知りません。「憲法」は国家や政府の暴走を防ぐもので、国民にさまざまな義務を課す「改憲案」は、本末転倒です。

また、「constitution」に対応する日本語は「憲法」ですが、これは聖徳太子の「十七条の憲法」からとったもの。イギリスより遙か以前の7世紀初めに日本には、為政者が守るべきルールを作り、すでに立憲主義の伝統ができていました。さすが聖徳太子。世界に誇るべきことです。



②平和主義から「戦争ができる国」をめざす草案です

現憲法の第9条は、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認の平和主義三原則を明示していますが、「国防軍」という軍隊を創設し、アメリカの要求で新たに集団的自衛権を認めて、日本の若者をアメリカ軍の傭兵に差し出すということです。「国防軍」は自衛隊の単なる名称変更ではなく、軍隊として交戦権が認められ戦場で敵兵を殺傷できます。そうなると日本は殺人目的の組織を市民社会に抱えることになり、市民社会にとって大変脅威となる状況が出現します。

地球の反対側にも自衛隊が出兵し、「徴兵制」が施行されるおそれを若者たちもお母さんたちも知っているだろうか。「知らないかった」「まさか」では済まないし、その時では遅いのです。



«次回に、その②として続けます。ご意見をお寄せください»

<右の本>は、自民党改憲案を考えるお薦めの一冊です。伊藤真氏は、1958年生まれ。弁護士、司法試験の指導や、「憲法の伝道師」として活躍。会報No.40でも紹介。「はらまち九条の会」事務局会ではこの本を読みあい、自民党改憲草案の問題点を学習することにしました。話し合ったことを、この会報に逐次報告いたします。

岩波ブックレット
伊藤真著
『憲法は誰のもの?』
525円

憲法は誰のもの?
(岩波ブックレット)

伊藤真

¥525

「戦争する国・日本」などとんでもない！

- ・・・一〇月七日、九条の会の大江健三郎、奥平康弘、澤地久枝さんらが、東京で緊急記者会見を行い、政府が今推進しようとしている憲法改定、集団的自衛権行使、特定秘密保護法などに反対する「九条の会アピール」を発表しました。国会から田川が離せません。・・・
- 日本が武力攻撃を受けなくてもアメリカと海外で戦争するなんて●そんな重要なことを閣議決定だけで実現していいのか
- 麻生副総理が称賛していたナチスと同じ手口です ●戦争はいつも秘密からはじまるもの、「特定秘密保護法」は絶対阻止を

九条の会が7日、発表したアピール「集団的自衛権行使による『戦争する国』づくりに反対する国民の声」は次の通りです、

日本国憲法はいま、大きな試練の時を迎えていきます。安倍首相は、「憲法改正は私の歴史的使命」と憲法の明文を変えることに強い執念をもつ一方で、歴代内閣のものでは「許されない」としてきた集団的自衛権行使に関する憲法解釈を転換し、「戦争する国」をめぐして暴走を開始しているからです。

日本が武力攻撃を受けているのもアメリカといっしょに海外で戦争するという集団的自衛権の行使が、「必要最小限度の範囲」という政府の従

九条の会のアピール 集団的自衛権行使に反対

来の「自衛権」解釈から大きく逸脱することは明確です。それどころか、日本やアメリカの「防

止」の手続きを経なければ許されない内容を、閣議決定だけで実現してしまおうのです。そのため、長年にわたり集団的

この企ては、本来なら衆参両院の三分の二以上と国民投票における過半数の賛成という憲法「改

正」の手続きを経なければ許されない内容を、閣議決定だけで実現してしまおうのです。そのため、長年にわたり集団的

き崩すものであり、とうてい容認することはできません。

それだけではありませ

ん。安倍内閣は、自衛隊を戦争する軍隊にするために、海外での武力行使に関する制約をすべて取り払い、「防衛計画の大綱」の再改

案」や日本版NSC(国家安全保障会議)設置関連法案などを臨時国会に提出

出しようとっています。

自民党が作成した「国家安全保障基本法案」では、「教育、科学技術、運輸、通信その他内政の各分野」でこれらの「安全保障」政策を優先させ、軍需産業

は国政の最高決定権を持つ主権者であり、さらに侵略戦争の教訓を活用して世界にも誇りをもつています。(い)かした世界にも誇るべき九条を含む日本国

衛ではなく、日米同盟を「世界全体の安定と繁栄のための『公共財』」(防衛省「防衛力の在り方検討に關する中間報告」とみなし、世界中のあらゆる地域・国への武力介入をめざす体制づくりです。

自衛権行使を違憲とする政府の憲法解釈を支えてきた内閣法制局長官の入った「戦争する国」づくりが、歴史の教訓に背を向いています。すでに安倍年四月に発表した「日本国憲法改正草案」における第九条改憲の内容をほんの少しでもおこないまして、内閣は「防衛、外交に関するべき九条を含む日本国憲法をもっています。いまこそ日本国憲法を守るという一点で手をつけた。麻生副総理が学ぶべきと称賛したナチスがワーマール憲法を停止した手口そのものです。これし首相に強大な権限を集中する「特定秘密保護法」の無責任と棄民、原発技

